

「放送分野における個人情報保護及び IT 時代の衛星放送に関する検討会」資料

2004 年 5 月 21 日

株式会社ビー・エス・ジャパン

BS ジャパンの個人情報保護への取り組み

1. これまでの経緯：

- 2001 年 2 月 国会で「個人情報保護法」が審議されるのを受けて、社内での検討開始。
- 2001 年 5 月 個人情報管理委員会を設置。
- 2001 年 8 月 個人情報管理規定（案）を策定。
会員組織「BS ジャパンクラブ」設立構想が持ち上がったため、その骨格が纏まった段階で改めて整合性を考慮し、規定を制定することとし、一旦ペンディングとする。
- 2002 年 9 月 個人情報管理規定制定。
- 2004 年 2 月 「情報システム利用・運用管理規程」および「社内情報システム利用のためのガイドライン」策定。
- 2004 年 4 月 My アドレス導入。

2. BS ジャパンの集める個人情報：

- 視聴者センターへの問合せ・・・名前を名乗るケース少なく、ログにも名前を記録しない。個人情報に該当せず。
- はがき、ファックスによるご意見、ご要望・・・プロデューサーに渡し参考にしてもらった後、廃棄。名前等の記録を残さない。個人情報に該当せず。
- 双方向データ放送サービスを利用するための会員登録情報
・・・個人情報に該当。

3. 個人情報管理規定の抜粋：

- 情報収集に際しては収集目的を明確にし、情報提供者に、収集目的、利用の範囲、第三者に提供することが目的の場合には、その事実を開示し同意を得て収集する。
- 情報の管理は適切に行い、みだりに第三者に漏洩しないことはもとより、

目的外に使用しない。

- 収集した情報は目的に応じて必要な範囲で正確かつ最新の状態に保つ。
- 収集目的を達成した情報は消去する。ただし、情報提供者からの照会、開示要求がある場合に備え、達成した日から起算して1年間保管する。
- 個人情報に係る業務を社外に委託する場合には、秘密保持契約を結ぶ。
- 情報提供者から開示要求または訂正要求があった場合には、要求者が本人であることを確認した上で、要求に応える。
- 情報提供者からの苦情、相談は個人情報総合管理者が窓口となり、これに対応する。

4. 管理体制：

個人情報管理委員会を設置、個人情報管理規定に則った運営と、社員への啓蒙を行なう。

委員長（個人情報総合管理者）： 総務部長

委員（個人情報管理者）： 各本部1～2名（合計4名）

5. 双方向通信サービス業者の利用：

当社が視聴者へ双方向データ放送サービスを提供するために、サーバ会社とサービス利用契約を締結し、同社との間で秘密保持契約を締結している。同社はプライバシーマークを取得し、個人情報保護を遵守している。

6. 会員登録：

BSジャパンの定める会員規約を了承したうえで、データ放送またはホームページから会員登録をして頂く。会員情報の登録、更新、抹消は原則として登録者自身が行なう。

7. 会員規約で包括同意された情報開示：

- 会員が第三者への開示に同意した場合。
- 会員が双方向サービスを利用して物品等の購入、資料請求等を行い、当該会員宛に物品等を発送するために、個人情報を開示する場合。
- 法令等の定めにより要求された場合。

8. 会員規約で包括同意された会員登録情報の利用：

- 視聴者調査、利用動向・傾向調査、番組制作またはサービス向上のため
- 各種案内の送付のため
- 広告主等への個人情報を含まない統計情報の提供

9. むやみに個人情報を収集しない工夫：

当社では、視聴者が当社へ個人情報を登録しなくても双方向データ放送サービスを利用出来るように、2004年3月に「My アドレス」という仕組みを導入した。これは、BS ジャパンクラブ会員以外の視聴者がデータ放送で資料請求などを行なう際に、毎回個人情報を入力する煩雑さを避けるため、視聴者自身のテレビ受信機に個人情報を貯え、必要な都度送ることができる仕組みである。

以上